

解体工事業新設に伴う経過措置終了及び今後の取り扱いについて

平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者が、引き続き「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工する事が出来る経過措置が、令和元年 5 月 31 日で終了します。

経過措置終了後、解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可を受ける必要があります。

建築一式及び土木一式の発注において、請負業者が解体工事業の許可を持っていない場合は、業の許可を持つ業者との下請け契約が必要となります。ただし、500 万円に満たない解体工事については自社で施工する事が可能です。

本町が執行する令和元年 6 月 1 日以降の解体工事についても同様の取り扱いとなります。